

令和 5（2023）年度
愛知県水素ステーション
需要創出活動費補助金
交付要領

令和 5（2023）年 4 月
愛知県

目 次

- 1 補助金の概要
- 2 補助対象事業者
- 3 補助対象経費
- 4 補助率・上限額
- 5 補助事業の流れ
- 6 受付期間
- 7 交付申請書の作成方法
- 8 交付申請書の提出
- 9 交付決定
- 10 補助事業者の責務
- 11 補助金の交付
- 12 問い合わせ先
- 13 附則

1 補助金の概要

燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の普及に向け、水素ステーションにおける需要創出活動を促進するとともに、運営に係る経費の負担軽減により、更なる水素ステーションの整備に繋げていくことを目的に、水素ステーションの需要創出活動費の一部を補助する。

2 補助対象事業者

以下の（１）、（２）をともに満たす者とする。

- （１）愛知県内に設置され、市販のFCVに充填可能な水素ステーションの運用を行っている者、または、今年度中に行う見込みのある者。移動式水素ステーションの場合は、愛知県内のみ、又は、主として愛知県内で運用する者とする。
- （２）当該水素ステーションにおいて、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動や、水素ステーションの利便性確保に必要な活動を行っている者。

3 補助対象経費

以下の経費を対象とする。

対象経費	内容
土地賃借料等	水素ステーション用地の土地賃借料又はそれに相当する経費 ただし、連結対象となる親会社、子会社、孫会社が保有する土地に対する賃借料は対象外とする。
機器予備品の購入費	水素ステーション不具合時の早期復旧に不可欠な機器予備品（必要最小限とする）の購入費のうち、固定資産に計上されないもの ただし、水素ステーション以外の用途に転用可能な機器予備品は対象外とする。

対象経費	内 容
水素燃料の購入費 水素製造用原料費	<p>FCV に供給した水素量と同量の購入費、原料費であり、他用途の水素・原料と明確に区別でき、支払が確認できるもの</p> <p>ただし、これらの費用が利用者から徴収する水素代を上回る場合のみとし、購入費、原料費から水素代を除いた金額を補助対象経費とする。</p>

以下の経費については、補助対象外とする。

- 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業）及び公益財団法人北海道環境財団が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）の補助対象経費
- 減価償却費
- 固定資産税
- 増設・改造費
- 他用途と区別できない（併用する）経費

4 補助率・上限額

（1）補助の考え方

定額補助とし、補助上限額を 5,500 千円とする。ただし、水素供給能力が 100(Nm³/h)未満の場合は、5,400 千円とする。

（2）補助金額の算定方法

愛知県による補助金の額は、

ア 補助上限額

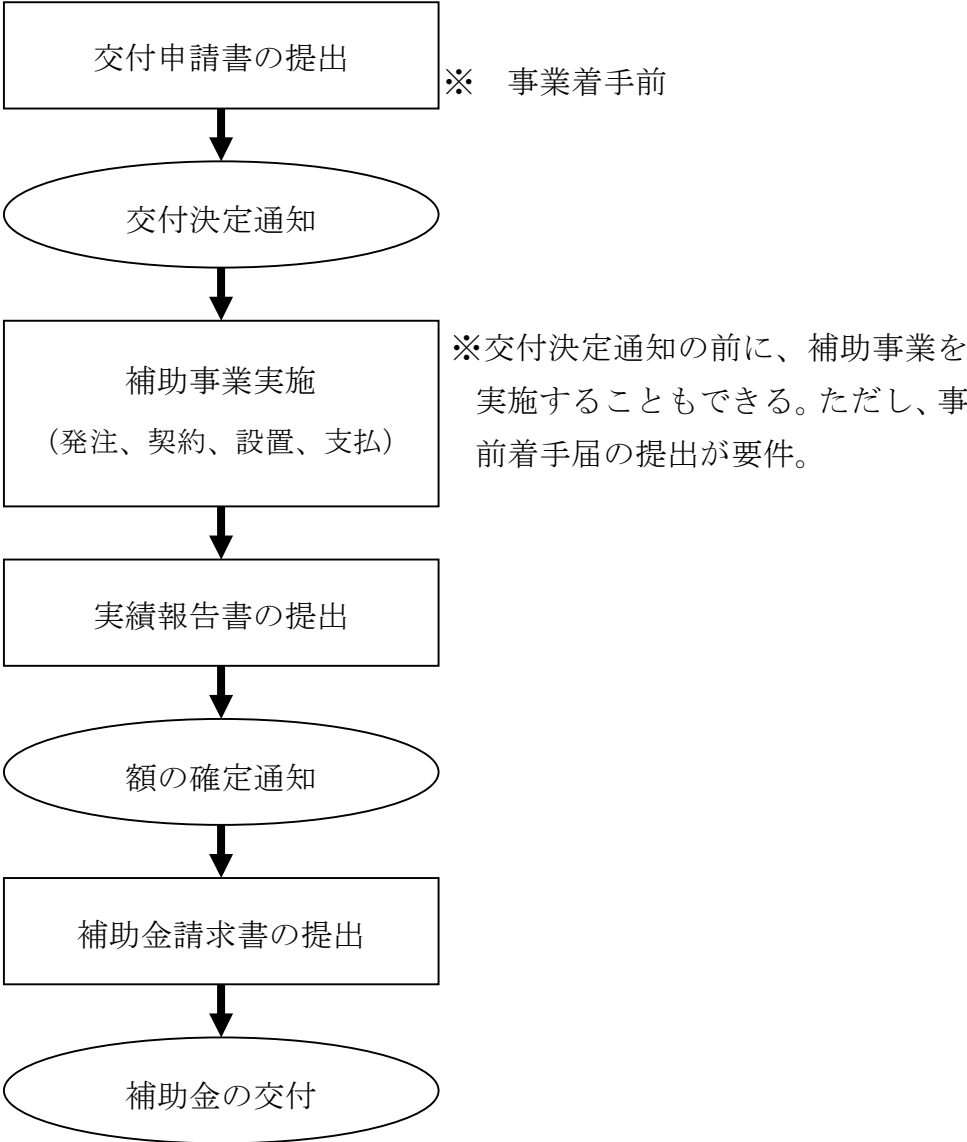
イ 補助対象経費（市町村等による交付がある場合はその金額を減じた金額、移動式水素ステーションを愛知県外でも運用する場合は、その割合を補助対象経費に乗じた額を減じた金額）

のいずれか低い金額とする。（ただし、千円未満を切り捨てる。）

5 補助事業の流れ

□ : 申請者、補助事業者
○ : 愛知県

補助事業のおおよその流れは、以下のとおり。



6 受付期間

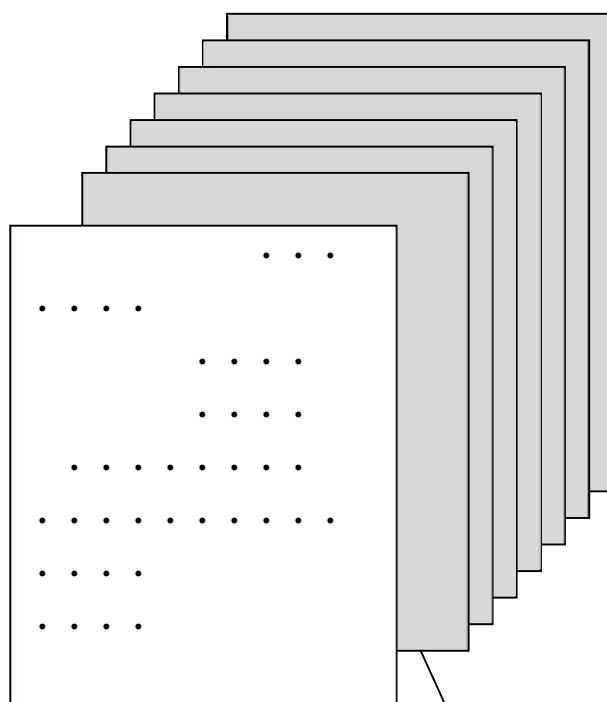
交付申請書の受付は、令和 5（2023）年 4 月 1 日以降、随時受け付ける。

なお、交付決定通知の前に事前着手届出書を県に提出することができ、その場合は事前着手届出書に記載の着手（予定）年月日以降に発生した経費（令和 5（2023）年 4 月 1 日以降のものに限る。）について補助対象とすることができる。

7 交付申請書の作成方法

交付申請書の作成方法は、以下のとおり。

愛知県知事あての交付申請書（様式第 1）の様式の多くは、NeV 代表理事あての交付申請書（NeV 様式第 1）と同じ様式を使用しているため、NeV あての資料の写しを添付することも可能とする。



NeV 代表理事あての交付申請書の写し（NeV 様式第 1）
及び、その添付資料の写し

愛知県知事あての交付申請書（様式第 1）（A4 版縦置きとすること。）

8 交付申請書の提出

交付申請書は、以下の県 Web ページから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、提出する。

提出書類はファイルの圧縮等を行い、容量を20MB以下にすること。

<愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金 Web ページ>

<https://www.pref.aichi.jp/site/suiso-fcv/suiso-jyuyou-hojyokin.html>

9 交付決定・計画変更

- (1) 交付申請書提出後、補助対象経費の確認を行うにあたり、必要に応じ、申請内容に関するヒアリング（電話確認又は面談）や、追加説明資料の提出依頼を行う場合がある。
- (2) 交付決定は、文書で通知するとともに、インターネット上に事業者名、整備予定の市町村名（名古屋市の場合は区名）、供給能力、供給方式（オンサイト、オフサイト、移動式など）、その他（移動式の場合、運用場所）を公表する場合がある。
- (3) 交付決定は予算の範囲内で行う。
- (4) 交付申請の状況により、交付決定通知の補助金交付上限額が減額となる場合がある。
- (5) 計画変更に伴い費用が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わないものとする。

10 補助事業者の責務

本補助金の活用に際しては、以下に記載した事項のほか、愛知県補助金等交付規則を遵守すること。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時は、その日から起算して30日以内又は令和6(2024)年4月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(委託事業を確定したときの証拠書類を含む。)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 補助事業に関係する調査依頼など、県が実施する施策への協力を求める場合がある。
- (6) 同一目的の事業において、市町村等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告すること。この補助金等を受ける部分については、原則として、この補助金を交付しない。
- (7) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や、帳簿類の確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外とする。
- (8) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがある。
- (9) 補助事業者が、愛知県補助金等交付規則等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがある。

1 1 補助金の交付

補助金の交付条件については、以下のとおり。

- (1) 補助金の支払は、原則として、補助事業完了後の精算払とする。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、支払対象となる行為（発注から支払まで）が、交付決定日から令和 6（2024）年 3 月 31 日までに終了するものに限る。
なお、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は、補助金の交付対象とならない。
ただし、交付決定日以前に事前着手届出書を県に提出することができ、その場合は事前着手届出書に記載の着手（予定）年月日以降に発生した経費（令和 5（2023）年 4 月 1 日以降のものに限る。）について補助対象とすることができる。
- (3) 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

1 2 問い合わせ先

本補助金の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付ける。

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 新エネルギー産業グループ
電話 052-954-6350（ダイヤルイン）

附則

- 1 この要領は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 5（2023）年度補助事業に適用する。